

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本部町は、沖縄本島北部の本部半島の先端に位置し、町域の東側を名護市、北側を今帰仁村と隣接し、周囲を緑深い山々に抱かれ、ふもとには平地の広がり、満名川が見られ、海岸には白い砂浜や豊かなイノーが見られるなど、自然環境に恵まれ「沖縄美ら海水族館」を中心として多くの観光客が訪れ、県内有数の観光拠点ともなっている。

人口は平成 27 年 10 月 1 日現在 13,536 人（国勢調査）となっており、平成 22 年より 2.4%の減少となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後も年少人口や生産年齢人口は減少し、老年人口は増加が続き、少子高齢化が加速すると推計されている。

産業構造については、本町の基幹産業である農林水産業は経営対数が年々減少傾向にある、その一方、3 次産業は増加傾向にあり構成比が 72%まで増加している。増加については、卸売業・小売業及びサービス業の増加が大きな要因である。

本町の事業所が抱える経営上の問題点として、同業他社との競争激化や仕入れ単価の上昇、従業員の不足、設備の老朽化などがあり、今後の高齢化による後継者不足も懸念される。今後とも中小零細企業等に対し経営普及改善事業などの基本的施策を継続して推進するとともに、新たな事業展開の促進や事業拡大、設備投資を促進し技術向上・人材育成を支援することが、喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備などの導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、小売業、サービス業、建設業、製造業など多岐に渡り、多様な業種が町内の経済及び雇用を支えているため、これらの産業で広く生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町は様々な産業が町内に広く分布しているまちであることから、本計画における対象地域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、小売業、サービス業、建設業、製造業など多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を支援するため、本計画における対象事業種は全業種とする。

生産向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が動労生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 町税を滞納している者は先端設備導入計画の認定の対象としない。